

お体の不自由で投票所にお越しいただけない方へ



第50回衆議院議員総選挙 郵便による不在者投票 のご案内

■対象となる方

	障害名	障害の程度		
		1級	2級	3級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○
介護保険の被保険者証	要介護区分			
	「要介護5」			

■その他

郵便投票の対象とならない、目や耳が不自由な方、車いす利用の方は、期日前投票をご利用ください。

役場職員が介添いたします。

■期日前投票

場所：境町役場 1 階ロビー

期間：令和6年10月16日（水）から
令和6年10月26日（土）の
午前8時30分～午後8時

■問合せ・提出先

境町選挙管理委員会（境町役場総務課） 〒 306-0495 猿島郡境町391-1

TEL：0280-81-1300 FAX：0280-86-7521

Mail：senkyo@town.ibaraki-sakai.lg.jp

■投票の流れ

- 1 申請のための書類を請求**
郵便等投票証明書の交付申請書類をお渡しします。
まずは下記問い合わせ先までお問い合わせください。
- 2 郵便等投票証明書の申請**
郵便による不在者投票ができる選挙人であることを示す「郵便等投票証明書」の交付申請をします。
以下の書類を提出先に
郵送または代理の方が**直接**ご提出下さい。

【申請書】

記入済の郵便等投票
証明書交付申請書

+

【確認書類】

身体障害者手帳
または
介護保険
被保険者証

あてはまる方どちらか

確認書類は原本をご提出ください。
郵送の場合は必ず簡易書留で発送願います。
確認後、確認書類を簡易書留で返します。
- 3 郵便等投票証明書の交付**
郵便等投票証明書と投票用紙などの申請書、確認書類をお受取り下さい。
- 4 投票用紙などの申請**
投票用紙と郵便投票用封筒の交付申請をします。
以下の書類を提出先に、郵便または代理の方が直接ご提出下さい。

【交付申請書】

記入済の投票用紙
交付申請書

+

【証明書】

郵便等投票
証明書

令和6年10月23日（水） 必着
- 5 投票用紙一式の交付**
投票用紙と郵便投票用封筒をお受け取り下さい。
- 6 投票用紙郵送**
投票用紙に記入し、郵便投票用封筒にいれて封をし、提出先に郵送してください。
投票受け付け期間
令和6年10月26日（土）まで 必着